

令和4年度 第1回福島県農業振興審議会 議事録

日時 令和4年10月13日(木)
13時30分～15時30分
場所 杉妻会館 牡丹

福島県農業振興審議会事務局

1 出席者

(1) 福島県農業振興審議会委員 計17名 ※はリモート参加(3名)

坂本浩之委員、奥平貢市委員、今泉仁寿委員、紺野宏委員※、阿部哲也委員、
菊地美穂委員、佐藤ゆきえ委員、荒井聡委員、石井圭一委員、原田英美委員、
高野イキ子委員(代理出席:菊地ミドリ氏)、鈴木秀子委員(代理出席:中村啓子氏)、
満田盛護委員※、三瓶やえ委員※、清水裕香里委員、齋藤久美子委員、関奈央子委員

(2) 福島県 計35名

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、
農林水産部次長(農業支援担当)、農林水産部次長(生産流通担当)、
農林水産部次長(農村整備担当)、農林水産部次長(森林林業担当)、
農林企画課長、農林技術課長、農業振興課長、農業担い手課長、環境保全農業課長、
農業経済課長、農産物流通課長、水田畑作課長、園芸課長、畜産課長、水産課長、
農村計画課長、農村振興課長、農村基盤整備課長、農地管理課長、森林計画課長、
森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、県北農林事務所長、県中農林事務所長、
県南農林事務所長、会津農林事務所長、南会津農林事務所長、相双農林事務所長、
いわき農林事務所長、農業総合センター所長

2 議事・報告

(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

3 発言者名・発言内容

次のとおり

司 会 (部企画主幹)	<p>本日は、福島県農業振興審議会にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の戸城でございます。</p> <p>本審議会は、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので、御了承願います。</p>
司 会	<p>——部長挨拶——</p> <p>始めに、農林水産部長から御挨拶を申し上げます。</p>
農林水産部長	<p>皆さんこんにちは。農林水産部長の小柴宏幸でございます。</p> <p>令和4年度第1回福島県農業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>日頃より本県の農林水産業の推進に御理解と御協力を頂いておりますことに、感謝申し上げます。</p> <p>本日は、農業振興審議会委員改選後、初めての開催となります。委員の皆様には、今般の改選に際しまして、委員就任を快くお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。</p> <p>さて、本県農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、いまだ根強く残る風評、頻発・激甚化する自然災害、さらには、物価高騰や新型コロナウイルスの感染拡大による影響など、厳しい状況が続いております。</p> <p>一方で、これまでの生産者の皆様や関係の方々の懸命な御努力により、避難地域における営農再開の進展、GAPの認証取得数の大幅な増加、海外における本県産品を含む日本産食品の輸入規制の撤廃など、本県農業の復興に向けた歩みは、着実に進んでおります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和元年度から昨年度まで、農業振興審議会にて御審議いただき、本県の農林水産業の施策の基本的な方向性を示す、福島県農林水産業振興計画を策定し、本年度が計画の初年度となります。</p> <p>新しい計画に掲げた基本目標である「『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」の実現に向け、地域農業の核となる多様な担い手の確保・育成や生産力と競争力の強化、GAPや有機、県オリジナル品種を活用した「福島ならではの」のブランド力の強化など、関係者の皆様とともに取り組んでいるところであり、毎年度、その進捗をしっかりと点検・評価し施策に反映することとしております。</p> <p>本日の審議会では、会長、副会長の選任後、新計画の概要、令和3年度の取組や、計画の進行管理について御説明させていただき、そののち、意見交換させていただきました。たく存じます。</p> <p>いただいた御意見を踏まえて次年度以降の施策の基本方向を定めてまいりますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りま</p>

<p>司 会</p>	<p>すようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>それではまず初めに、本日の審議会につきましては、19名の委員の皆様のうち過半数を超える17名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>——会長・副会長選任——</p> <p>次に、本日の審議会につきましては、今ほど部長の挨拶にもありましたとおり、改選後初めての開催となります。</p> <p>福島県農業振興審議会規則第3条の規定に基づきまして、会長、副会長の選任を行いたいと存じます。</p> <p>同規則では、審議会の会長、副会長は、委員の皆様の互選によって定めるとされております。つきましては、会長、副会長の選任につきまして、自薦、他薦を問わず、御意見がありましたら、委員の皆様からお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(関委員が挙手)</p> <p>関委員どうぞ。</p>
<p>関委員</p>	<p>はい。</p> <p>会長には、農業経済学が御専門で、農業政策にも精通していらっしゃる、現在、福島大学食農学類副学類長でいらっしゃいます、荒井聡委員を御提案いたします。</p> <p>また、副会長には、改選前に副会長でいらっしゃった東北大学大学院農学研究科の石井圭一委員を御提案いたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>ほかに御意見ございますでしょうか。</p> <p>ほかに御意見がなければ、ただいま関委員より、会長に荒井聡委員、副会長に石井圭一委員をお願いしてはどうかとの御発言がありました。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
<p>司 会</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>異議なしの声がございましたので、会長は荒井委員に、副会長は石井委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、新会長から、早速ですが御挨拶を頂戴したいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま御指名を受けました、荒井でございます。</p>

誠に僭越でございますが、謹んでお受けし、その務めを果たしていきたいと思
います。

初めての委員となりますので、少し自己紹介させていただきますと、5年半前に、
岐阜大学より福島大学に異動してまいりました。

そして本審議会の前会長であります、生源寺教授とともに、福島大学食農学類の
設置運営に携わってまいりました。

少し余談になりますが岐阜県では、今回、本審議会と同じような審議会で、同様
の役回りを、7年ほど努めてまいりました。これらの経験を生かして、審議会運営
に努めてまいりたいと思います。

また、福島県は、私のふるさとでもございます。

今、お話がありました、もうかる、誇れる農業、共に創るという目標に向かって、
この審議会が、充実したものになるよう努めていきたいと思しますので、皆様の協
力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

司 会

ありがとうございました。それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議事に移ります前に、配付資料の確認をしたいと存じますが、資料が多い
ため、皆様の御手元、2枚目に配付資料一覧をお配りしてございます。

資料不足等ありましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局職員にお申しつ
けくださいますようお願いいたします。

それでは、進行につきましては、荒井会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

— 議 事 —

会 長

それでは、次第によりまして進めていきたいと思ひます。

まず、議事録署名人の指名をいたします。

私から御指名してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、阿部哲也委員と齋藤久美子委員に議事録署名人をお願いいたします。

阿部委員

はい。

齋藤委員

はい。

会 長

ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思ひます。

それでは、(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について、事務局より御
説明お願ひします。

農林企画課長
(事務局)

事務局を預かっております農林企画課の古川でございます。

私より議題の(1)福島県農林水産業振興計画の進行管理につきまして御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

資料は資料1から資料8になります。

まず、改選後、初めての審議会でございますので、計画の概要につきまして、資料1に基づきまして御説明いたします。

資料1をおめくりください。

まず、目次がございまして、1ページ、ページの右下にページが記載ございます。総説でございます。

計画の趣旨につきましては、記載のとおり震災の影響がかなり深刻な状況にあります。生産額につきましては、2,086億円ということで、震災の前、平成22年が2,330億ございましたので、回復しつつあるも、まだ至ってないという状況にあります。

さらにコロナの影響というのもありまして、今回そういった影響を鑑み、中長期的な展望に立った施策の基本的な方向性を出すものということで、新たに計画を策定してございます。この計画の位置付けでございますが、こちらは県の総合計画の農林水産分野の計画ということと、あと福島県農業農村振興条例というものがございまして、この19条に定める基本計画でもあり、本県の農林水産業に関する各計画の最上位の計画という位置付けになってございます。

計画期間につきましては、令和4年度を初年度とした9か年の計画になってございます。本来ですと、令和3年度スタートということが想定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症などの影響をしっかりと見る必要があるだろうということで、1年策定を先送りしまして、令和4年スタートの令和12年目標の9か年というような計画になってございます。

2ページでございます。

計画策定に当たりましては、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢を踏まえて計画しております。

その情勢につきましては資料にありますとおり、まだ道半ばであります震災からの復興、農業従事者が大きく減少しているという担い手の問題、あるいは生産基盤の動向と風評が続く中における農林水産物の安全確保対策、面積は減少しておりますが、生産性向上を図っていかなければならないという生産等の動向、あるいは地域自体を支える人が減少しているというような農山漁村の状況等も踏まえてまいります。

また、その右側、第2節でございますが、社会情勢の変化というものをしっかりと踏まえた計画を考えてございます。

食の外部化・簡便化などの食料消費構造の変化及び中高年のみならず、若者にも結構、田園回帰の動きがあるといったこと、また国際的な動きということでは輸入規制の減少と、あと輸入の増加というような情勢も踏まえて、また、コロナウイル

スによる影響と変化というのもしっかりと踏まえた中での計画策定というふうにし進めてきてきたところでございます。

3 ページでございます。

基本目標、先ほど部長挨拶にもありましたとおり、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』ということで定めてございます。

この「もうかる」につきましては、子供たちが大人になったときに農林水産業を職業として選んでもらえることが大切でやはり意欲、やりがい、必要な収入を得ることが必要だろうということで、「もうかる」も、基本目標に定めさせていただいているという中身になってございます。

4 ページ目。

この基本目標の目指す姿でございますが、この記載のとおり整理してございます。例えばですが、1、震災からの復興の部分の1番最後の黒四角でございますが、風評が払拭され、品質価値に見合う適正な価格で取引されていると。また、2、持続的な発展を支える強固な基盤の括弧の中ほどの黒四角、農林水産業を職業として選択する若者が増加していますと、そういったところを目指す姿として定めてございます。

これら、目指す姿を実現するための施策ということで、1から6の施策体系を講じているところでございます。

具体的な中身につきましては、5ページになりますが、第1節から第6節というような形で定めているところでございます。

また、地方ごとに、このページの下に記載のとおり、7方部ごとに地方計画を定めているという形になってございます。なお、この第1節から第6節につきましてはこれ以降それぞれの節ごとに御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

まず、最初の東日本大震・災原子力災害からの復興の加速化でございます。

左側の背景、課題をご覧ください。

営農再開面積につきましては、計画策定時32%、直近の数字で42%ということで、営農再開は進んでおりますが、まだ約1万ヘクタール、営農再開には達していない面積があると。またその下でございますが、避難指示解除の時期等によりまして営農再開の進展度合いに大きな差があるということで、市町村によりましては高いところでは86%、低いところでは残念ながらまだ0%ということで、かなり市町村によって差があるという状況になってございます。

また風評関係につきましては、輸入規制をしている国・地域につきましては、計画策定時では14、直近では12まで減少しておりますが、まだ存在するという状況になってございます。

これらを受けまして具体的な取組でございますが、生産基盤の復旧等、被災した農林漁業者への支援につきましては、まずは生産基盤の復旧ということで、津波被害の震災復旧率は98%まで進んでおりますが、まだ必要な、ほ場整備が終わっていないということでまだまだ取組が必要。あとは農林漁業者等への支援というようなことで、残る1万ヘクタールの再開に向けましては、やはり基幹となる施設の整

備、あるいは、個々の担い手の方々の機械の導入の支援というのをしっかり行って
いこうというふうに考えてございます。

その下でございます。避難地域等における農林漁業の復興の加速化というような
ことで、やはり今までどおりだけではなくて、黒四角の一つ目、新たな経営生産方
式の導入というのもしっかりと図ってまいりたいと考えております。

例示で背景課題の四角囲みの中にありますが、水田メガファーム、ブロッコリー
栽培、タマネギ栽培、サツマイモ栽培、いずれも、スマート農業等を導入した大規
模な法人経営というのが展開されておるところでございまして、こういったところ
では雇用就農の受皿といった意味合いも強いということで、そういったものを強く
進めていかなければならないと考えてございます。

7 ページで、それらの具体的な中身につきましては、このような取組をしており
ますが右側、それぞれ施策の達成度を測る指標ということで、指標を全部で70指
標を定めておるところでございます。

8 ページ目、第2節に入ります。

多様な担い手の確保・育成でございます。

背景、課題でございますが、左側のグラフ、基幹的農業従事者数を例にとります
と、震災前、約8万人いたわけですが、令和2年度につきましては5万人というこ
とで、基幹的農業従事者の減少が甚だしい状況になってございます。

一方新規就農者につきましては、ここ何年かは200人超えということで、一定
数を確保されたと。今年非常にうれしい数字がありまして、直近ですと334人ま
で新規就農者が増えたということになっておりますが、この新規の人の確保につ
いてはまだまだ確保していく必要があると考えてございます。

具体的な取組でございますが、一つ目、農業担い手の確保・育成、黒四角の一つ
目、地域農業の核となる担い手の育成とあわせまして、黒四角の二つ目、次代を担
う新規就農者の確保育成をしっかりと図っていく必要があるだろうというような
ことで、就農希望者を対象にしました相談会ですとか、あと就農コーディネーター
の配置など、あるいは、就農に至るまでの就農研修など、受入れ体制の強化をし
っかりと図っていく必要があるだろうと考えております。

なお、農業以外の林業、水産業の部分につきましても、例えば林業につきまして
は林業アカデミーを開講、あるいは漁業につきましては、先輩漁師さんのもとの
研修というのを展開しているということで、やはりいずれの部分につきましても担
い手確保・育成対策が必要だと考えてございます。

9 ページ目、就農相談会の事例ということで写真を記載しております。

こういった相談会を、回数を多く、今開催しているところでございます。

10 ページ目でございます。生産基盤の確保・整備と試験研究の推進でございま
す。

背景・課題の最初でございますが、集積面積は年々増加していますが、なかなか
条件不利地では集積が進まない状況ということとなっております。

具体的な取組でございますが、農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備を
図っていく必要があると。

この一つ目でございますが、担い手への農地集積の推進のため、担い手が生産力競争力を高める大区画化・汎用化といった農業生産基盤の整備というものをしっかり進めていく必要があるというふうに考えてございます。

続きまして12ページでございます。需要を創出する流通販売戦略の実践でございます。

背景課題でございますが、一部の品目で出荷制限続くということと、あと一部の消費者の中では、まだ本県産の購入をためらうという方がいらっしゃる。計画策定時には8%程度、直近の数字ですと6.5%まで減少しておりますが、まだまだいらっしゃるという状況であります。

一方本県の産地を見ますと、きゅうりやももをはじめとした、全国トップレベルの農林水産物があるということで、これらのものを武器に消費者の食に対する多様化しているニーズにしっかりと対応していくという必要があるだろうと考えてございます。震災後失った販売棚が全て回復している状況でございませぬ。こういったものにもしっかりと対応していく必要があると考えてございます。

具体的な取組でございますが、一つ目、まずは県産農林水産物の安全と信頼の確保ということで、モニタリングを始めとしました、県産農林水産物の安全確保対策を引き続き行っていくとともに、GAPを始めとしました、県産農林水産物に対する消費者の信頼確保に努めてまいりたいと考えております。

おかげさまでGAPにつきましては、飛躍的に増加してございまして、大手スーパーさん、県内のスーパーさんの中でも、GAPの表示を見かけるようになったというふうに感じてございます。また大手コンビニチェーンさんでも、GAPの商材を活用した商品づくりなどをやっただいていただいているというような状況になってございます。

また戦略的なブランディングでございますが、やはり風評払拭のためには、この風評を上回る価値を提供していかなければならないだろうというようなことでブランド力の強化というものが必要だと考えてございます。

この9月に、ブランド力強化推進方針を策定させていただきました。「福、笑い」や、先日、名前を発表しましたイチゴの新品種「ゆうやけベリー」などオリジナル品種や、全国に先駆けて取り組んでおります、GAPや有機など、福島ならではのこういった価値を、市場調査に基づきまして、産地とともに、つくり上げていくと、そんなことを考えてございます。

また、そういった価値をしっかりと伝えなくてはならないというようなことで、農林水産物の魅力発信ということで戦略的な情報発信につきましても、行っているところでございます。

さらに消費拡大と販路開拓というようなことでしっかりと物売って、つなげていくと、販路拡大していくというようなことで、商談会や産地視察等々によりまして、BtoBを始めとした販路開拓対策についてもしっかりと行っていこうという計画にしております。

14ページでございます。

戦略的な生産活動の展開、今ほど説明のブランド力強化にも、また、担い手の育

成にも、まずはしっかりとしたものづくり、産地づくりというものが必要になってございます。しかし現状でございますが、農業産出額のグラフですが、ご覧のとおり、産出額につきましてはまだ震災前までは戻っていないという状況でございます。

これらは具体的な取組といたしましては、県産農林水産物の生産振興ということで、それぞれの品目でしっかりと生産振興をしてまいりたい。特に、園芸作物につきましては、県内各地に拠点を作っていくまして、需要に応えられるものづくりというものを図っていくという考えでございます。また、その実現のためには、産地の生産力の強化を図らなければならないというようなことで、農業生産力の向上と低コスト化の推進を図っていくと。

次のページ、15ページの左下、産地の生産力強化のところをご覧いただきたいと思いますが、スマート農業等によりまして、きゅうり、トマトなどの園芸施設への先端技術の導入の推進、例えば環境をしっかりと測定して制御していくということで、飛躍的に反収の向上が可能になってくる。こういったものの導入を図っていきなと考えております。そのほか、作物ごとに、そういったスマート農業を導入しまして生産力の強化というのを図っていくとと考えてございます。

16ページ目、最後になります。活力と魅力のある農山漁村の創生でございます。農林水産業・農山漁村につきましては、食料の供給のみならず、県土の保全、水源の涵養、安らぎの場の提供などといった役割がございます。

この背景・課題にもありますとおり、こういった役割をしっかりと理解を深めていただくということも必要だと考えております。

一方で、背景・課題の黒四角の二つ目でございますが、残念ながら農業従事者及び集落機能の低下が深刻となっております。農家のみならず、多様な方が地域を支えていくとそんな仕組みをつくっていかないと考えております。また、鳥獣被害につきましても増加傾向、なかなか低下しない、低減しないという状況が続いております。生産、生活の場を脅かしているという状況が続いておるところでございます。

具体的な取組というようなことでは、まずは理解醸成というようなことで情報発信、あとふれあう場の提供を図っていきなと。

また二つ目でございますが農林水産業、農山漁村が有する多面的機能の維持発展のために、様々な制度を活用しまして、こういった取組を強化してまいりたいと考えてございます。

また、快適で安全な農山漁村づくりといたしましては、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策等をしっかりと取り組んでまいりたいと、また地域資源を活用した取組の推進ということでは、地域産業の6次化につきましても、引き続き推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上が施策の6つの概要になってございます。

そのほか18ページでございますが、地方ごとに、地方の計画というものをそれぞれ定めております。

19ページでございます。

これらの計画実現のために、でございますが、1、計画の推進に当たっての考え方というようなことで、この計画の実現のためには、様々な主体が参加し、そして連携・共創によりまして、一体となって取組を進めてまいる必要がございます。これら様々な主体への的確な情報共有をはじめとして、しっかりと行ってまいりたいと考えております。

2、進行管理ですが、この計画を着実に推進するために、重点的に取り組む施策などを、毎年、農林水産業施策の基本方向ということで定めることとしております。

この、毎年度の基本方向を定めるに当たりましては、この計画自体の各施策の進捗や成果を点検評価するとともに、本審議会での意見、また、既に開催しておりますが、各地方での意見交換会での意見などを踏まえて、基本方向を定めることとしてございます。

具体的には次の資料2のほうで説明させていただきます。

本計画の進行管理について、でございます。

進行管理につきましても、やはりPDCAサイクル、マネジメントサイクルをしっかりと回した進行管理ということで想定しております。

この資料の左側の通りCheck、Action、Plan、Doということで計画的に進めてまいります。

まずCheckの部分でございますが、1番上、具体的な取組、指標の自己評価というようなことで春先に、まずは我々県の内部で、実績の把握を行った上で、7、8月にかけて取りまとめを行っていくということで考えてございます。

こちらは各施策及び指標ごとに、成果という形で取りまとめまいりたいと考えてございます。

今回は、計画初年度で実績値はございませんが、計面前の令和3年度を実績として、資料6、7にまとめさせていただいております。

まず資料6をご覧ください。

こちらは今ほど説明いたしました計画の施策体系ごとに、どのようなことをやってきたかというようなことでまとめさせていただいております。

白抜きの部分が具体的な取組、こういうことをやる予定だと挙げたところです。それに対しまして、色づきのところが、令和3年度の実績、こういうことをやってきましたよということでございます。

説明はすいません割愛させていただきますがこのような形で取りまとめを行いました。

資料7でございます。

各施策における指標の評価でございます。

めくっていただきまして、A3横の資料がずらっと続いてございます。

先ほども説明しましたとおり、本計画には70の指標を掲げてございます。その指標ごとに達成度合い、しっかりとプロットするとともに、今後の見通し、課題、今後の取組等々につきましてまとめているという状況になってございます。

例えば、1番でございますが、営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合につきましましては、現況値が令和元年37%、二つほど飛びまして、令和12年度に

つきましては75%以上というところを目標に掲げてございます。

中ほど、令和3年度取りまとめということでは、下段暫定目標値、計画の前の年でございますので暫定目標値という表現をさせていただいておりますが、暫定目標値に対しまして、実績が43というようなことで、目標値を上回る実績にはなっております。ということで評価につきましてはA評価ということにさせていただいております。

現状分析と今後の見通しというようなことでは、1番最後の行に書いてありますとおり、営農再開の進捗が大きく異なる状況というのが現状というふうになってございます。それを受けまして、今後の課題として、やはり地域の実情に合わせて、必要な基盤づくり、人の確保、販路確保対策と幅広く支援していく必要があるというようなまとめ方をさせていただいております。

このように、指標ごとに70ほどまとめさせていただいております。

戻っていただきまして資料7の1枚目でございます。

資料の評価につきましては、A B C Dの4段階評価ということで定量評価をさせていただいております。100%以上がA、以下、B C Dということになってございます。今回、70の指標につきまして全体を集計したものが、下段のほうの表になってございます。それぞれの節ごとで、合計でA評価が70指標中28本、4割というふうになってございます。B評価が13本、19%となっております。D評価が1本とあと、評価不可というのが28本の40%でございますが、計画初年度でございまして、目標の数字がまだとれない、実績がまだとれないというものが多くてですね、今回はこの評価不可という部分が多いというような状況になってございます。こういった形で指標の評価、あるいは施策の評価の取りまとめをまずは行うということを想定しております。

資料2に戻っていただきまして、そういったまずは我々の側での施策、指標の評価を行った上で、今度Actionに入りますが、方部ごとに意見交換会の場を設定させていただいております。

本年度も8月から9月までの間で、既に実施させていただいております。その取りまとめ結果が資料8になってございます。こちらは7農林事務所でのいただいた意見につきましてまとめてございます。

7農林事務所ごとに地域を代表する、生産者をはじめ、市町村や団体の方々から、幅広く意見を頂戴してございます。いただいた意見を、この表の左の分野ですが、こちらは6本の基本的な施策ごとに整理してございます。

概要だけ説明させていただきますと、まずは復興の部分について、でございます。1ページから2ページが、復興関係についていただいた意見になってございます。

やはり先ほども説明しましたとおり、復興の進度によりまして状況が違ふということで、意見につきましては様々な意見、幅広い意見ということになってございます。

3ページ目が担い手に係る部分でございます。

こちらが3ページから7ページまでというようなことで、各施策体系の中で1番、やはり意見が多かった分野ということになってございます。特にその中でも、

サポート体制、支援体制の強化をしなければならないといった意見がかなり多かったということと、あるいは経営が安定するまで、結構大変だから支援してほしいと、そのような意見が多かったかと思います。

あとはその他の意見というようなことでやはり子供の頃からの理解というのが必要じゃないかという意見もいただいております。

続きまして8ページ、ご覧ください。

こちらは生産基盤に係る施策の部分でございます。こちら、全体でやはり生産性の向上のためにやはり基盤整備必要だよという意見が多く寄せられておるところでございます。

次、11ページでございます。

こちらは流通販売に係る意見でございます。こちらではGAPの取組ですとか、ブランド化、ブランド力強化に関する意見要望が中心となっております。

続きまして14ページでございます。

こちらは戦略的な生産活動分野に対する意見でございますが、園芸に係る意見が比較的多かったということになってございます。

あと16ページの後半ですけども、食料安全保障に関する意見もいただいているというような内容になってございます。

17ページでございます。

こちらが農山漁村分野の御意見でございますが、やはり鳥獣対策の要望が比較的多く、加えて、多面的機能の維持をしっかりとしないといけないだろうという意見も言われたところでございます。

こちらは今年の結果ということでもとめさせていただきましたので、参考にしていただければと思います。

資料2に戻っていただきまして、Actionの2段目でございます。

まさに本日の審議会でございます。今御説明した内容をもとに、審議会での計画の進捗管理をお願いしたいと考えてございます。あわせて今後の方向等につきましても幅広く意見をいただければと考えております。

今日の審議会以降、意見いただきました後でございますが、次年度以降の計画についてしっかり反映してまいりたいと考えております。県内部につきましては、意見を踏まえた事業の構築というのを、これから10月以降進めてまいります。2月には予算の発表という運びになります。

その後、先ほど説明しました、毎年度定めます、農林水産業施策の基本方向を取りまとめまして、4月に公表させていただきます。

その後4月以降、事業の実施というようなことで、この基本方向に基づき各施策を実施するといった流れを想定しているところでございます。

具体的には資料3をご覧ください。

こちら、計画初年度ではございますが、毎年度定めるべきと申しました、令和4年度農林水産業の基本方向というのを、このような形でまとめております。参考としてご覧いただければと思います。

またあわせて資料4でございます。

これの基本方向を具現化するための主な事業というふうなことで、特にこういった事業に力を入れて、取り組んでまいりますということで資料をまとめさせていただいております。

また、資料5でございますが、これに基本方向に加えまして、私ども振興計画に基づきまして、今年実現することと、指標とは別に、一般の県民の方でもわかりやすく、こういうことをやるというところをまとめた資料が、この資料5になってございます。参考にさせていただければと思います。

次の資料5の2枚目ですが、今年、令和4年度の第2四半期を終えての取組状況ということでまとめてございます。やはりその都度、進行管理するといった意味ではこのような形で、今年度実現することに対して、どうなったというところもまとめて公表をしているところでございます。特にこの中ほど、多様な担い手の確保につきましましては、新規就農者334名ということで、非常に目標を上回るような実績となっているということで御紹介させていただきます。資料2の説明は以上でございます。

以上の流れで進行管理をしていきたいと考えております。

私の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま資料に基づいて説明いただきました。

それでは、計画を進めていく上での課題、今後の方向等について、皆様より、御質問御意見をお願いしたいと思っております。

それぞれのお立場で、どこからでも結構ですので、よろしく願いします。

資料がかなり膨大になりますが、どこからでも結構ですので、お願いしたいと思っております。

それでは阿部委員お願いいたします。

阿部委員

新規就農者の内訳をもし分かる範囲でちょっと教えていただきたいのですが、親元就農なのか、雇用での若手の就農なのか。あと男女の別、もしその辺が分かればちょっとお知らせしていただきたいのですが。

会 長

農業支援担当次長お願いいたします。

次 長

農業支援担当次長の長谷川と申します。

(農業支援担当)

今回の334名の新規就農者の内訳について御説明をさせていただきたいと思っております。就農形態、自営就農、雇用就農こちらのほうでいきますと、自営就農が165名、雇用就農が169名ということで、おおむね半々というような状況でございます。自営就農のさらに内訳ということでお話をいたしますと、新規学卒、Uターン、新規参入というふうに分かれておりますが、そういう意味では、Uターンが75名、新規参入が83名、新規学卒が7名でございますので、おおむねUターン、新規参入が同数くらいと、というようなことでございます。

	<p>それから、男女比でいきますと、男性が234名、女性が88名ということで、女性の割合は2割弱というような結果でございます。それから年齢でいきますと、45歳未満の割合が8割というような状況ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>阿部委員よろしかったでしょうか。</p>
<p>阿部委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私たち、認定農業者会のほうでもかなり新規就農者の確保には力を入れてまして、全県で様々な取組をしております。</p> <p>意外と今コロナ禍で仕事を失っちゃって、農家をやりたいていう若い人、結構増えているのは事実。県北、福島市でもそうなんですけども、ただそのときに、前にもちょっと述べたことあったんですけども、漠然と農家やりたい、果物を作ってみたい、そういった漠然と夢を抱いてやりたいていう人が多くて、具体的にどこからかかればいいのかとか、どのような機械設備が必要なのか、全く無知なまま入ってくる方が当然多いんですよ。</p> <p>その人たちを手厚くサポートしていくためには、1番の窓口をやっぱりJAとか、それから、市役所、担当の市町村なんですけども、それに対する県のバックアップというものの必要性っていうか拡充が、これからますます必要になってくるんじゃないかと思っております。</p> <p>新規就農者で、会社法人経営をしている農業の会社経営体で、雇用として一旦そこに2年3年研修を積んで自分で独立してやるというパターンが結構多いんですよ。一方、個人で親からいただいた農地、それから施設を受け継いで、新たな経営を自分で模索しながらやっていくっていう形、いろいろ様々です。どちらにしても、認定農業者会としては強い経営体をどんどん育てていくっていう立場で、国や県、いろんなところから情報を得ながら情報提供していますけども、特に個人で何かをしようとする、なかなか制限があつて出来ない、認定農業者にならなければいけないし、個人で借金するにも、それなりの限度があるというところでつまづいている人も結構多い。なので、一つはやっぱり相談する窓口をはっきりしてもらってということと、それから、自分が目指すべきその農家の将来像を、きちんとアドバイスできるような施設、窓口なんかがこれから必要になってくると思うのでぜひお願いしたいなと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>貴重な御意見いただきましたが、事務局からコメントございましたら、つけ加えてお願いしたいと思います。</p>
<p>次 長 (農業支援担当)</p>	<p>農業支援担当次長の長谷川でございます。大変ありがとうございます。</p> <p>まさに、新規就農者の確保、それから、そのあとの就農定着ここに向けてはです</p>

ね、地域の受入れ体制それも関係機関が一体となった、受入れ体制、それからそのあとのサポート、これが大事だと、我々も思っています。そういう意味では、この4月に関係機関、例えば今日もおいでいただいたJAグループあるいは農業振興公社、等々と県の計8団体で、就労者の確保定着に向けた、協定を締結いたしまして、そのあとですね、県域での相談受入れ窓口、こちらを一本化しながらですね、相談窓口を設定したところでございます。

そういった中でですね、先ほどありました相談の対応についても、関係団体が、常に内容を共有しながら、その希望者の方へしっかりサポートしていく、あと、そのサポートにあたって今年からですね、各7つの農林事務所に就農コーディネーターということで、伴走しながらしっかりその方への、相談対応を丁寧にやっていくというような人を配置したところでございますので、そういった対応に取り組んでいるところでございます。

アドバイスいただきましてですね、これからも積極的そういった部分での就農受入れ体制の強化、こういったものを図っていきたいと思います。ありがとうございました。

会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして御質問なり御意見をお願いしたいと思います。

どっからでも結構ですので、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは関委員、お願いします。

関委員

はい。

私もやはり担い手の確保というところが1番気になるところでして、やっぱり若いうちから、子供のうちから農業の魅力をもっと知ってもらいたいという思いがいつもあって、そういう中で若くて、バリバリ農業をやってらっしゃる、例えば、こうエコな農業ですとか、機械を使って大規模にやってらっしゃる農家さんですとか、そういう方たちのお話を小学生、中学生にもっと聞いてもらえたらなというふうに、思っています。

そういうときに今後いろんな事業を考える上で、どのような形で、そういうことができるのか、農家さんを例えば学校に派遣して、そういう話をしてもらうですとか、学生とか子供たちに農家さんを訪れてもらうですとか、そういうことが事業でできるかっていうのがちょっとよくわからないのですが、教育現場、教育の部門と連携して、そのようなプログラムをつくるですとか、福島県独自でも、そういうことができればいいなというふうに思います。今後、いろいろな事業を考えるに当たって、そういうことを取り入れていただけたらなと思います。

すいませんちょっとまとまりがない話で、よろしく願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

食育なり食の教育なりというような形での御意見だったかと思いますが、これについてのコメントをお願いしたいと思います。

<p>農林企画課長 (事務局)</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>まさに地方の意見の中でもそういった意見をかなりいただいております。県としても、子供たちへの適切な理解醸成を図ってまいりたいと考えております。いろいろ今まで取り組んできた経過もございますが、例えば、私どものほうで戦略的な情報発信ということで、SNS等も使っております。農業の現場を発信させていただいております。例えばこういったものをですね、学校とかでも活用いただきながら、なかなか農家との交流をすべからくという、なかなかボリュームミーですけども、例えばこういったSNSや動画等も使っていただきながら、見ていただくということも一つなのかなと思います。</p> <p>いただいた意見を踏まえまして、次年度以降の取組につきましては検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>お2人の委員から担い手育成という観点から、御意見いただいておりますけれども、これに関連することでも結構ですし、また別の視点でも結構ですので、引き続き、御意見等お願いできればと思います。</p>
<p>鈴木委員 (代理中村啓子氏)</p>	<p>栄養士会の代理で来ました、中村と申しますけれども、このような不穏な世の中でやはり食糧危機ということで、やはり、特にお米なんですけれども、米の新しい視点での考え方というものを、やはり今、小麦粉とか高騰しておりますし、米粉の利用とか、あと、お米でチーズを作ったりなど、新しい発想がいっぱい出てきてるんですね。それで、流通販売等とか、新品種開発ってところが項目にありますので、その辺の視点も入れて考えていかれたらよろしいのかなと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>新しいものづくりという御提起ですけど。御回答お願いします。</p>
<p>次 長 (生産流通担当)</p>	<p>はい。生産流通担当次長鈴木と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見としていただきましたようにですね、特にその輸入の穀物、なかなかこう値段も上がったりという厳しい中で、一つはそういったものの生産を増やしていくということと、今御意見としていただきましたように、お米についてもですね、米粉を最近注目されてきておまして、様々な商品開発などもされてきております。これから米粉については、大手の製粉会社さんで米粉を販売する形と、いろんな多くの方々はその米粉を使ってですね、いろんな商品開発をするというようなやり方、いろいろなやり方があると思っております。</p> <p>その中でですね、いろいろな生産者の方含め、創意工夫によって新しいそういった商品開発などは、6次化商品ということにもつながりますので、そういった意味</p>

で、ぜひ開発をしたいという方々をこれからも応援してまいりたいと思いますし、あるいは、その米粉の流通を多くするために生産の拡大というのも、その利用の状況に応じまして、その生産のほうはですねきちんと考えていきたいと思っておりますので、ただいまいただいた御意見を参考にですね、これからきちんと進めてまいりたいと思いますありがとうございます。

会 長

はい。

ありがとうございました。中村さん、よろしかったでしょうか。

米粉という新しい商品を今後どういうふうに展開していくかという提起でありました。

続きましてどなたからでも結構です。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

佐藤ゆきえと申します。

今回は法人協会のほうから参加させていただいておりますが、実際、私は福島市、飯坂町のほうで、有限会社まるせい果樹園という、観光果樹園を経営しております。今回のいろんな施策等に対してなんですけど、まず、さっきの担い手に対する窓口をつくるとか、そういうところなんですけども、まず、その窓口にどんな人がいるのかわからないんですけど、どんな方がアドバイザーとしてなってくるのかわからないんですけども、やっぱり農業生産の農家になりたいというふうになったときに、ただ作ってみたいから、農家になるとかっていう安易な考えでは、まずやっていけないと思うんですね。なので、経営っていう部分に関しての、きっちりしたアドバイスっていうのが必要なんじゃないかなというふうに思うんです。また新規参入で、例えば県外から来られる、または県内で新規参入で農家になりたいというふうになった方が、例えば、お米を作りますっていうふうになったときに、作ったお米をどういうふうに売るか、どういう市場を与えてあげられるかっていうところも、大事なポイントになるんじゃないかなというふうに思います。なので、そういう細かい作り方とか、もちろん大事なんですけども、売り方というか、マーケットっていうのをきちんと作ってあげるっていうのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

あと生産基盤に関してもなんですけど、これは私どもの果樹園のほうでも非常に課題として、常に頭にあるのですが、人・農地プランの実質化っていうふうになると、なかなか今、進み具合とか進捗状況っていうのが、地域によっては進んでいるところもあるのかもしれないんですけど、具体的に私が居住しているところでは人・農地プランというものが進んでいません。今は地区としては、経営体というか、農家の戸数とかも多くいるので、まだ心配しなくてもいいという考えがあるのかもしれないんですけども、でも自分の耕作している畑の周りを見ると、荒廃農地っていうのは点在しているんですね。その点在している農地が目につくように近年なってきた中で、相続をしていない農地、その家の人がもうみんな亡くなっていて、兄弟とか子供とか叔父等、そういう相続権のある人がいるんだけど、そこが

全然もうはっきりしなくて、もう20年近く荒れ放題になっている農地があるんですね。そういったものの所有者が、不在というか不明になっている農地なんかをもっと早くに耕作できる人たちに、耕作できる権利を持たせていただけないかなっていうふうに最近思っ見てるんですね。

あと人・農地プランにまた戻ってくるんですけど、農地に関しての農家の考え方が非常にこうシビアというか、ちょっと感覚というかが、特定というか、農地に対する執着とも言えないんですけども、貸すとかっていうことに関して、貸したくないっていうふうを感じる方もいらっしゃるし、もうできなくなったから、借りて作ってちょうだいって人もいますけども、そういう何か、同じような目標に立って考えたら、荒らしたままでおけないし、常に管理をしなくちゃいけないって、そういう決まり事みたいなのがあれば、人・農地プランの実質化っていうのも進んでいくのかなっていうふうに思うんですが、これをその地域で担い手がいて、その周りの人たちだけで話合いを持ってくださいって言うてもなかなか難しいと思うので、やっぱりここは行政のほうから、旗を振ってもらって、進めていただければなっていうふうに思っておりますので、どうぞこの人・農地プランに関して、先ほどのマーケットに関しては、ぜひお考えをいただければなというふうに思います。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。

新規就農者の育成に関わって1点、人・農地プランの実質化に関わって1点、貴重な御意見いただけたかと思えます。

では、事務局よりコメントをお願いします。

次 長

(農業支援担当)

貴重な御意見大変ありがとうございます。

2点あったかと思えます。まず一つは、新規就農者のサポートの部分で、いろいろ、最終的な販売まで含めてというようなこともございました。まさに受入れ体制の受入れ窓口のサポートの体制とか、質とか進め方ということでの、やはり体制をしっかりしていくことが必要だということの御意見だというふうに考えています。

私どもも本当にそう思っておりますので、やはり先ほど県域の話させいただきましたが、やはり地域単位で、そういった受入れていくことが大事だと思いますし、いろいろな希望者に対しては、例えば農地とか販売とかいろいろ今、あったようなことがあるかと思えます。それは、やはり関係機関がいろいろ、餅は餅屋の部分もあった中で、しっかり、それぞれの中でサポートをしていくというのが大事だと思いますので、そこはいかにきっちり連携をとりながら、情報共有化しながらその人をサポートして就農まで導いていくかということが大事だと思いますので、そういう意見、意味も含めてしっかりした、地域の受入れ体制の整備を、今後とも進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

それから、地域の人・農地プラン、こちらにつきましては、やはり地域によってなかなかその話合いが進んでないという実情がございます。これについては法の改正がございまして、人・農地プランということからですね、今度は地区計画という

ことで、市町村が策定をするというようなことで義務化されたと、法定化されたというようなことで、今後こういった形の中で、各市町村が策定を進めていくということになってございます。そういった中では、やはり地域の話合いがベースとは言いながら、そこに関わる関係機関が、その話合いをいかにスムーズに進めていくかということが大事ですので、これまでも、関係機関がその地域に入ってサポートするような体制をとっていたわけですが、今後ともそういった取組を強化しながら、話合いを促進させていきたいと、あと遊休農地の話もあります、その部分につきましても農地中間管理機構が間に入った中で、有効利用していくというような仕組みの中ではですね、未相続農地の活用の仕組みなんかも入ってございますので、そういったものも積極的に活用しながら、今いただいた御意見を踏まえてですね、しっかり地域の話合いを進めながら、地域の農地が有効に活用できるような取組というのを進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

佐藤委員

今、農地中間管理機構のほうで、未相続農地っていうのも借り入れることができるってということですか。

次 長

(農業支援担当)

未相続農地につきましても、農地中間管理機構の活用の中で、耕作をしていくような仕組みに持っていくことができる。ただいろんな条件ございますので、必ずしも、未相続農地は全然出来ないということではなくて、そういった取組をできるようなことで、あと国のほうでもいろいろ、その制度については、様々な検討が進められているというふうに認識してございます。

佐藤委員

ありがとうございます。

人・農地プランに関しては市町村単位でということは重々承知しているんですが、福島市、私がいるところの福島市なんですけども、その福島市に対して、県のほうからも、声をかけてもらいたいなっていうのがありますのでどうぞよろしく願いいたします。人・農地プランの実質化っていうのがきちんとならない限り、いくら補助事業があったとしても、受けられないんですよ。そうすると、躍進していかこうとする農家になると、足かせというか、大変な被害ではないですけども、飛躍しようとしているところを飛躍出来なくなっていくっていうのがあるので、人・農地プランの実質化に関しては本当に力を入れていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

今日は、リモートで3名の委員の御出席です。うち、お2人から、挙手がありましたので、続けてお2人、一緒に御意見、御質問いただきたいと思います。三瓶委員、満田委員、続けて御発言をお願いします。

三瓶委員

有限会社さんべ農園の三瓶やえと申します。よろしく願いします。

「福、笑い」のお米について、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

私が住んでいるところは南会津の只見町というところです。

まず一つ目なんですけれども、「福、笑い」は標高が300メートル以下ということで、栽培を認めてもらえない地域なんですけれども、実際に「天のつぶ」も、最初はそう言われましたが、今は、こちらでも作っておりますし、収量も会津、中通り、浜通りと考えたときに1番収量があるのは会津地方なんです。なので、「福、笑い」も「天のつぶ」同様に、限定する必要があるのかなってというのがまず1点です。

それともう一つが、県のトップブランドということで、希少性を確保しながら販売をされているということなんですけれども、余りにも少な過ぎるのではないかと、耕地面積が少な過ぎるんじゃないかなということと、あと高単価ということで、大体いくらかの销售价格を目指して、今後もずっとその単価でいかれるのか、その辺のことを伺いたいのと、作った人が売れるんだったら、それを作っても良いという、そういう流れにはならないのかなってということなんですけれども、よろしく願います。

会 長

はい。

いくつか出ましたので一旦ここで御回答いただきたいと思います。

願います。

次 長

(生産流通担当)

はい。

県のオリジナル品種、昨年デビューいたしました「福、笑い」についての御意見御質問でございます。2点ほどあったかと思えます。

1点栽培地域でございます。

今の御質問の中にもございましたように、現段階で標高300m以下というようなところで様々なGAPの取組とかですね、いろいろな要件をつけさせていただいております。これにつきましては、2点目の、少な過ぎるということとも関係するんですが、まず「福、笑い」昨年デビューをさせていただきまして、御質問の中で御指摘あったようにまずはトップブランドとして今、きちんと認知していただくという時期かと思っております。そのために、今年は約50ヘクタール、2年目ですが50ヘクタールでの栽培、各地の研究会ということできちんと作っていただきまして、きちんとした技術、GAPを含めまして、栽培歴をきちんと守っていただいて、作っていただいて品質をまず確保して、その少ない量で、その分いいお米だということは今認知していただいている期間だと我々認識しているところでございます。

今後ですね、その2番目の御指摘にございました、売れるのであれば作ってもいいんじゃないかというようなことでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今年50ヘクタールということでございますが、去年から本格的に始まりまして、3年程度はある程度絞って、認知度を上げる期間だと思っております。今年も状況も踏まえましてですね、その辺り、今後どれくらい栽培を拡大していくべきかについては、販売の状況とかですね、その販売先の反応などを見ながら、ちょっと慎重に今検討を重ねて進めていきたいと考えております。

	<p>して、先ほど2点ほどございました、1点は栽培地区の拡大、それから、栽培面積自体の拡大についてはですね、今の段階ではちょっと慎重に、少しずつということではやっておりますが、状況を踏まえまして、今後生産拡大の方向についていろんな御意見あるかと思しますので、そういったことも踏まえまして今後検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいまの御説明でよろしかったでしょうか。</p>
三瓶委員	<p>「福、笑い」の販売単価をどのぐらいに設定されていらっしゃるのでしょうか。 希少価値を求めているということではどのぐらいなのかなと思うんですが。</p>
次 長 (生産流通担当)	<p>はい、もともとですね「福、笑い」の単価の設定につきましては、目標として、他県のトップブランド米並みを目指すということでやってきてございます。 昨年は、まず、末端で7、8百円と結構高めに設定をしたところですが、今年これからお米が出てきます。来年もどうするかというのは、先ほどの今後の方針等も関わるんですが、流通業者さんあるいは、末端の小売店さん等の話なども伺いながらですね、これからその価格をどうしていくかということもちょっといろいろ考えながら進めていきたいと思っておりますので、具体的なこれぐらいの価格というのはすいません今のところ申し上げられませんが、今後もですね、ある程度のブランド価値を保つための価格、どれぐらいにすればいいかということも含めて、きちんと検討しながら価格設定も考えていきたいと考えてございます。</p>
三瓶委員	<p>それで、すいません最後に、先ほどから、きちんとした栽培が出来ているところやGAPとかっていうお話されましたけれども、そういうところが、そういうことをクリアしている協議会とかには、手を上げる権利というのはあるんですよね。標高が300m以上でも。</p>
次 長 (生産流通担当)	<p>今おっしゃったとおりですね、その地域で研究会というのをつくっていただきまして、きちんと、GAPを含めですね、きちんと栽培、一定の栽培のレベルを保っていただくという取組をまずしていただいております。昨年から今年にかけて、作付面積自体が約倍になっておりますので、新しい研究会あるいは新しく栽培する方も出てきております。ですので、来年に向けてどれぐらい増やすかというのはこれからの検討になりますが、その中で、新しく栽培したい方というものも参加も可能となってございます。</p>
会 長	<p>はい、よろしかったですかね。</p>
三瓶委員	<p>はい。</p>

会 長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、満田委員よろしくお願ひします。</p>
満田委員	<p>はい。 食品産業協会の満田です。よろしくお願ひいたします。 まずちょっと聞き逃したかもしれないですが、指標の評価のところの御説明で、評価不可というところがあったと思うんですけども、この評価不可というのは、そのあとの資料見ますと暫定目標値が、ブランクのところは評価出来ないっていうことになっていると思うのですが、そもそも暫定目標値の設定が出来ない理由とです、あと評価不可の項目が、これから時間とともにですね、解決されていく方向なのか、それとも余りにも難易度が高過ぎて、かなり難しいという項目なのか。評価不可の部分の計画が、ちょっと必要になってくるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>事務局よろしくお願ひします。</p>
農林企画課長 (事務局)	<p>説明が少々足らなくて申し訳ございません。 評価不可のところにつきましては、基本的に今年度は、初年度ということで、計画策定時の年度が、例えば2年度であって、今年の実績もまだ2年度の数値しかとれないという指標もありまして、そういったものはまだ評価出来ませんということにさせていただきます。当然これが指標の進捗が進むことによりまして、評価が可能になっていきますので、今後はこういったことは当然減少していくというふうを考えてさせていただきます。</p>
満田委員	<p>はい、ありがとうございました。あともう1点すいません。 県内7方部で開催された意見交換会の内容が、資料8でいただいておりますけれども、この意見交換会に参加されている方々の人数だとかですね、規模感だとかというのはですね、この内容はすごく良い、切実な御意見というのが載っていますので、その御意見をもっと、収集すべきじゃないのかなというふうに見ていて感じました。また、農林水産物を使われる加工者ですとか、それを売られる流通、小売業の方、あと消費者の方の意見、これも、ものすごく重要だと思うんですね。 その中でのマッチングで、本当に進むべき福島県の道っていうのが見えてくる気がするんですよ。というのはですね、今、各県でいろんなブランド米ですか、おいしいお米を扱っており、各県ものすごい勢いで出されているんですよ。そうすると消費者目線からすると何食べていいかわからない。そういう状態だと思うんですね。 今回ですね、こうじゃないかなというふうに感じたのは、ローソンに6月にお店に入りましたら、おにぎりのいろんなフェアをやっておりまして6月の北海道の「ふっくりんこ」という品種を使ったおにぎりが1か月間出されていたんです。それを食べましたところ、ものすごくおいしかったんですよ。北海道というとお米</p>

のイメージは昔、おいしくないなって感じたイメージが強かったんですけども、福島県の本当においしいお米とほとんど変わらないくらいのおいしきで、こういうお米が各県から供給されているとしたらですね、やはり加工者、流通、小売、消費者も情報収集して、そこに流れる品質なのか、物なのかという評価、これをしていかないと、せっかくおいしいお米を作っても、受皿として流すことが出来ないという状況に、今あるんじゃないのかなというふうに思います。ですからその意見収集を農業者だけじゃなくて、各層の意見も取り入れるような方向であれば、より良いんじゃないかなというふうに思います。これは私からの意見でございます。

会 長

はい、ありがとうございました。資料8に関してのコメントでした。

農林企画課長
(事務局)

ありがとうございます。

地方ごとにですね、市町村や関係団体、あと生産者などから広く意見を頂戴しております、約80名弱の方々意見というふうに聞いてございます。この中にはですね、6次化の指導されているような方も入っていらっしゃいましたが小売関係については残念ながら入っていないという状況ではあります。

ただ先ほど計画の概要の中でも説明しましたとおり、今年度ブランド力強化推進方針を定めまして、今後ブランド化を進める上ではやはり、しっかりとした市場調査、ニーズの調査をした上で、産地振興していこうという考えでございまして、次年度以降、今、御発言ありました内容につきましては、しっかりと捉えたような取組をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

会 長

はい、ありがとうございました。

たくさん御意見、御質問いただきまして、あっという間に時間が過ぎてきました。

残り時間限られてきましたけれども、まだ御発言いただいてない方を中心に、さらに、御意見、御質問いただければと思います。時間が押していますので、発言する場合は手短にお願いします。

菊地委員、お願いします。

菊地委員

指導農業士会から来ました菊地と申します。よろしく申し上げます。

私たち、農業者たちとお話をするときにいつもやっぱり担い手の育成っていうか、担い手の確保っていうのは、すごく重要だと思っていて、新規就農の方もすごく大事ですけど、親元就農、新規就農の方は結構、5年間のいろいろ支援されるものがあるじゃないですか。親元就農は、親と違うものを作った場合はあるんですけど、その親が今までやってきたことを、学んで、子供の頃からそれを見て育て、親のようになりたいとか、そういう思いできて、続いてきているものを、もっとその子供たちが継いでくれたらもっと多方面に同じ作物だとしても、伸びていく可能性があるじゃないですか。それを、親元と同じものをつくらなくて、別のものをつくるときだけ、そういう支援があるっていうのは、やっぱり1番は親元就農してほ

しい。そういうところに、すごい何かちょっと力不足なような気がして、その辺も、同じように、何かこう同じものをつくってもそれを大きく広げていとかそういう力になれるような、親元に就農したいっていう1番の力だと思うんですね。農業やっていく上で。だから、そういうところに、もう少し力を入れていただきたいなって思います。よろしくお願いします。

会 長 御回答お願いします。

次 長 御意見ありがとうございます。

(農業支援担当)

経営開始型の資金につきましては、今ありましたように、いわゆる親元就農ではなくて、例えば、自分から改めて経営を始める方、あるいは別な品目で経営を自分から始めるという、ある意味リスクのある方に対しては、そういった手当てをするというような形で事業が創設されているというふうに認識してございます。

それが決して親元就農を推進しないということではなくて、親元就農ももちろん、経営をしっかり継承していくということでも重要なことだというふうに認識しております。ただ、親元就農の場合ですと、別の意味では、例えば親子で共同名義で認定農業者になれるとか、そういったことも実際やりながら、経営の中にしっかり入って就農しながら経営の中に入っていけるというふうにも認識しております。

そういった制度の中で認定農家への支援制度ですとか、そういう意味では様々な支援制度もあるかなというふうにも認識しておりますので、それぞれの中で、自分がどういう形をどう進めるかということの中での、自分の考え方に沿った支援については、いろいろ御相談をさせていただきたいなというふうに考えてございますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

新規就農に加え、親元就農支援、についても、御尽力いただくということで、御意見いただきました。

多少時間も残されていますので、他の方がいかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

斎藤委員 福島市から参りました斎藤久美子と申します。

公募委員として出席をさせていただいておりますよろしくお願いいたします。

公私共々、たくさんの農業経営者の方と一緒に、日々生活をしておりますが、どうしても被災12市町村ですとか、それから山の近くで、農業なさっている方が多いので、鳥獣被害対策というのが大変気になっているところがございます。

その中で資料5の中に、地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害対策として14か所のモデル集落を設定なさったということが書いてありますが、このモデル集落の中で、具体的にどのような取組をなさろうとしていらっしゃるのかをぜひ教えていただければと思います。

<p>次 長 (農業支援担当)</p>	<p>鳥獣被害に対する質問大変ありがとうございます。</p> <p>鳥獣被害対策につきましては、やはり地域にいる方々が、自らの取組ということで、しっかり取り組んでいかなきゃならないという部分でございます。誰かにお任せというよりは、自分たちでと、そのやり方にしましても、例えば、一つはどういった形で生息しているのかっていうので、要は山際からこちらに入ってこないような管理、あるいは、農作物作りについては、農作物をしっかりカバーするというようなことが被害を防止する取組、あるいは、やはり多くなってくれば有害駆除というような取組がありますが、そういった総合的な取組を、やはり地域の中でやっていかなければならないというのが基本だと思っています。</p> <p>14のモデル地区につきましては、それらを地域の方々が、例えば普及所が14か所ありますので、そこに1か所ずつということで作っていますけども、そういった関係者が、地域でそういった取組をどうやっていったらいいかというのをサポートしながら実践して進めていくというようなことでの取組を支援しながらモデルをつくっていくというようなことで、地域の中でしっかりそういった対策を総合的にとれるような取組をしてございます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまの御説明でよろしかったでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>他の方がいかがでしょうか。佐藤委員。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>GAPの関係でちょっとお話をさせてください。</p> <p>実はですねGAP取得している農産物、GAP認証の農産物を求めて、実需者、具体的に言うと、セブン&アイホールディングスさん。今回ちょっと取引をさせてもらおうと思っていたのですが、あんぼ柿の件で取引進めようとしているところなのですが、ちょうど見つけちゃったんですけど、意見交換会のあんぼ柿の安全性の確保のために、全量検査を継続してほしいというところに対して、県の考え方で、十分な安全性を確保するために必要な検査の方法を検討してまいりますっていうふうになっていたので、ちょっと、意見というか情報で、聞いていただければと思うんですが、セブン&アイホールディングスさんのほうに、あんぼ柿を販売しようとする、金属探知にかけたものじゃないと売れないっていうふうに今言われてまして、そこをちょっと、何とかしなくちゃいけないな、というふうに思っていたものですから、その必要な検査の方法っていう中に、そういうものが必要だっていう、販売元というか実需者があるっていうことを知っていただければなというふうに思いましたんで、一応、情報というか、そういうことで、よろしく願います。</p>
<p>次 長 (生産流通担当)</p>	<p>この資料に書かせていただいた安全性の部分については、やはりあんぼ柿は、生柿を干して水分を減らすので、放射性物質がどうしても濃縮されるということがあるので、ここに記載のその検査については、まず放射性物質が、基準値をオーバーしないように、きちんと検査をしていくという趣旨で書いてございますが、今お話ありましたように、あんぼ柿に限らずですね、事業者の皆さんからのニーズにどう</p>

	<p>こたえていくかということは大事ですので、そういうことにどう対応していくのか、いけるのかということは、今貴重な御意見いただきましたので、きちんとどうするか、今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 菊地委員。</p>
高野委員 (代理：菊地ミドリ氏)	<p>GAPについても、特裁についても、有機についても、私たちはスーパーからしか求められませんので、やっぱりPRがものすごく少ないですね。</p> <p>値段がどうしてもこうちょっと高くつくので、どうしても安いものにみんな手を出すんでもう少しか、それが見せる責任なのか、おろす生産者なのかかわかんないけれども、ちゃんと断り書きみたいのでアピールして、その下に置けば、もっともっと販売は増えるんじゃないかなとも思っています。</p> <p>二つ目、最初から気になっていたんですけど、新規就労者の話なんですけど、やっぱり、やってみたいっていう気持ちを、私は大切にしてほしいなと思ってお聞きしていました。だから、学校を選ぶのだって就職だって、そこがいいなと思って入ったって、思ったようなところじゃないところがあるんじゃないですか。だからそれをそれで認めてほしいし、だから篤農家に1人で就くのがいいのか、さっきお聞きしたように、法人みたいなのところに入ってもらって、いろんなノウハウを勉強して、自信をつけて、そして自立したらその今度経営に移るっていう、そういうステップを踏んで新しい人を、大切にしてほしい。せつかく、こんなにいっぱい、入ってらっしゃるんだからと思いながら聞いていました。</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございました。 2点ほど御意見いただきましたがコメントございますでしょうか。</p>
次 長 (農業支援担当)	<p>大変ありがとうございます。</p> <p>まずGAPなり、あるいは有機、特裁ということで、もう少しか、販売単価のほうに反映されてもいいんじゃないかというような御意見をいただいたのかなというふうに考えてございます。そういう意味ではまさに、そういった商品についてですね、生産側だけでなくやはり消費者の方に理解をいただくというようなことが大事だと思っておりますので、そういう意味では、例えば有機、特裁についてもPR、そういったフェアをやったり、あとGAPにつきましても、先ほどもちょっと話ありましたGAP商品についても、例えば、セブンイレブンさん等との連携の中で商品化をした中で、例えばGAPのマークをつけて販売するとか、そういったことで、PRをしながら認知度を高めてですね、より選んでいただけるような取組を引き続き進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それからもう一つ、新規就農者でございますが、まさに農業を選択していただくというのが大事だとも考えておりますので、そういう意味では、ここにあります、</p>

	<p>「もうかる」というのは、まさにそういう意味ではですね、選択したくなる職業という意味でもですね、しっかり我々施策を進めながらですね選択していただけるようなそういった農業を進めていければというふうに考えてございます。</p> <p>大変貴重な意見ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他の方いかかがでしょうか。</p> <p>阿部委員。</p>
<p>阿部委員</p>	<p>新規就農させるのは、地域なんですよ実は。</p> <p>近所の農家、あと地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が新しくやりたいという農家、若い人が入ってきたときに、どうやって地域の力で育てていくかっていうところが問題で、私も農業委員なんかやっていますけども、やっぱり地元にいる隣の農家と、隣の隣の農家がしっかりちゃんとその人を見てやらないと育ちません。どんなに窓口がしっかりしたアドバイスやっても、結局、農作業する現場の人たちが、現場の周りの方達が支えてあげないと潰れます。私はそのことをすごく肝に銘じて、農業をやっているのですけども、私、果物作っているのですけども、きゅうりやりたい、トマトやりたいと果物以外に挑戦してみたいっていう人が多いものですから、そういう時には今度岡部のほうに行って、きゅうり屋さんを呼んで来て教えてやってくれとか、結局、地域の力で育てないといくら行政がしっかりしても駄目だと思うので、その辺私も肝に銘じて、やっていきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>他の方いかかがでしょうか。</p> <p>石井委員。</p>
<p>石井委員</p>	<p>どうも御説明ありがとうございました。</p> <p>私ちょっとスマート農業についてちょっとお伺いしたいと思うのですけども、おそらくこの、令和12年度、最終年度になってくるとやはり相当、スマート農業という形で浸透してくると思いますし、今ここで非常に皆さんの関心が高い、新規参入を含めて担い手育成ということでは、やっぱり非常に大きな鍵になるかと思うんですけども、先週か先々週、日本農業新聞にもたしか出たと思うんですけども、ちょっと国の機関で実証の試験なんかされる中で、やはり、収量の上昇ですとかそれから時間短縮っていうのは、これはある程度そういう技術開発してるからですけども、やっぱりその経営面でどれだけの投資に対して、あるいはそれから場合によっては、昔のような機械化貧乏じゃないですけども、そういう経営的な評価的なところですね、令和12年度に向けて、どのような形で、体制っていうんですか、評価していくっていうことをちょっとお考えが、あるのかどうかちょっとお伺いしてみたいと思いました。もし、ありましたらよろしくお願いします。</p>

<p>次 長 (農業支援担当)</p>	<p>はい、スマート農業につきましては、やはり生産面ということだけでなく、今ありましたように、経営面でどうしても機械とかなんかを入れる場合が多い中では、高価なものも多いということで、経営面でどうだというような評価が非常に大事だというふうに考えてございます。そういう意味では実証を通しながら、普及を進める中で、栽培の条件の確認をするのとあわせてですね、実証後については、収量はあるいは最終的な経費を含めた収支の部分、この辺についての評価をした中で、スマート農業の技術について評価しながら、最終的に取りまとめをしながら、推進をしているということでございます。これまでも、実証したものにつきましては、県のホームページのほうにも、収支のほうを掲載して併せて、そういった内容を周知しているところでございます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 原田委員、続けてお願いします。</p>
<p>原田委員</p>	<p>はい。福島大学食農学類の原田と申します。よろしく申し上げます。 ちょっと流通販売のところでお聞きしたいと思います。 ブランド化ということで全国に向けて福島の良いところ、良いものっていうのをPRしてくところもすごく重要なんですけど、一方で、地元の消費とかに対して、地域の食材を流通させていくっていうところも重要かと思えます。ちょうど4章の4節の中に、学校給食などにおける地元食材の活用促進というふうにありますけど、学校給食っていうと大体、市町村が中心になってやるところで、この活用、地元食材、しっかりと流通の仕組みっていうのを作っていくのが重要じゃないかなと思えますけど、この活用の促進の方策としてはどんなことを考えてらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
<p>次 長 (生産流通担当)</p>	<p>学校給食、ここに記載させていただいておまして、今、具体的にやっていることでございますが、やはり地元のものを使った給食メニューを子供たちに食べさせていただくという取組に対して食材費の一部を支援していることをやっております。あわせまして、先ほど、子供の頃からそういう意識を育てることが重要だという御意見、他の委員の方からもございましたが、そういった県からの支援で地元の食材を使っただけ費用の一部を支援するとともにですね、そういった食育という観点で、それをきっかけに、学校で子供たちに、地元でこういうものを作っていて、今日の給食こういうものを使っているんだとかですねそういった食農教育、といったものもあわせてさせていただくという取組を今、実施しているところでございます。 流通自体はですね、地元のものを使ってどういう流通をするかということは当然その食材の調達の際には必要になってきますので、そういったことの相談が必要であれば相談にもなりますが、そういったことで、まずは使っただけ、それを子供たちにもきちんと理解をしていただくというような取組を今現在、進めている</p>

	<p>ところでございます以上でございます。</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>予定していた時間がまもなく近づいています。大体皆さんに発言いただきましたけれども、最後、お一方、お二方で終了していきたいと思うのですが、ございますでしょうか。</p> <p>最後の発言とさせていただきます。</p> <p>紺野委員お願いします。</p>
紺野委員	<p>皆さんGAPの話をされていたと思いますけれども、私たち畜産農家としましては、同じような形で、農場HACCPに力を入れていただきたいなど。農場HACCP自体は壁が高いですが、農場HACCP推進運動という形で、広く県内の農家、畜産農家へ周知をしていただければと思います。</p>
次 長 (生産流通担当)	<p>農場HACCPということによろしいですかね。</p> <p>農場HACCPについては、畜産の分野です、きちっとした管理をする中で重要でございますので、我々、その畜産の振興の中で、農場HACCPの取得という、その取組についても、これまでもいろいろ技術支援などをやってきたところでございます。引き続き、農場HACCPの取組は推進してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>進行の都合上、まだ全員の委員から、発言いただきておりませんが、時間の関係もありますので、この辺で質疑の終了としていきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。</p> <p>もし、御発言、これは一言っていうことがございましたら。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>委員の皆様には、たくさん御意見、御質問をいただき、また事務方から回答していただきました。大変活発な議論が出来たかと思えます。感謝申し上げます。</p> <p>最後に、私のほうから、簡単なコメント、まとめをさせていただいて、議論を終了していきたいと思えます。</p> <p>大きく、三つぐらいに、検討の内容が集約できるのではないかと思います。まず一つ目は、福島が誇れる、ものづくりという点です。</p> <p>委員の皆さんから、例えば「福、笑い」の、今後の生産の展望、生産の参画への意向などが示されまして、今後の価格設定も含めて、このトップブランドをどういうふう全体として振興していくか、これに対して大きな期待が寄せられていたかと思えます。もう一つは、米を活用した6次化商品の米粉です。こういったところへの消費者の期待も多くて、これに合うような品種の開発とかが可能かどうか、というようなお声がかかったかと思えます。</p> <p>また、安心安全を確保するためのGAPの取組です。この取組は、ただ、成果と</p>

してそれが価格にどう反映し、その売り先のところまで見据えた、振興というところが、一つは、御意見として上がってきたかと思います。

二つ目は、やはり新しい就農者、これを県として、地域としてどういうふうに、さらに定着させていくかと、これが非常に大きな期待の声として寄せられたかと思えます。最近、コロナ禍で、農村回帰がかなり強まりまして、若い人が農業に興味を非常に持ってきています。若い学生と日々接していると、常にそういったところも感じているところでございます。

ところが、農村に就農するにしても、いろんな技術を持って入ってくるわけではなくて、やはり本当の農業者になるためには、いろんな支援が必要だということでは、再確認されたかと思えます。技術のみではなくて、やはり、経営から売り先までを支援する。その辺、全国的にも、新規就農者が増える地域では、今言った三つの条件が、十分マッチングして、ひとり立ちできるようです。そういう体制がつくられてるところが、一般的に知られています。あとは阿部委員から御指摘ありましたように、支援組織だけではなくてやはり地域の力で農業者を育てていくということです。まさにこれは行政だけではなくて、地域の方と共に、作っていくということの重要性が確認されたのではないかなと思います。

さらに、長い目で見ると、今、就農する方だけではなくて、10年後、20年後に、福島県の農業を担っていく世代である子供たちが農業に興味を持っていくために、そういう視点から、子供の段階から農業に関心を持つ、そういうふうな取組が、改めて重要なかなと思います。

ちょっと余談かもしれませんが、最近、農学部が、ここずっと割と人気ですけれども、農学部を選ぶきっかけの一つは、やはり小学校、中学校での農業体験です。この体験をして、農業っていいなって思って進学する学生が結構多いんです。そういう意味では、まさに今年、来年どうするかが大きな課題ではあるんですけども、やはり農業っていうのは、永遠と持続させなきゃいけないので、10年先、20年先を見据えて、担い手というものを考えていくことも重要なかなと思いました。

そのほか、スマート農業の採算性とか、地元食材の活用、そして人・農地プランの実質化というような、重要なテーマも、御提起いただけたのではないかなと思います。

全体として、例えば農地についても、社会全体、村全体で作って、農地は利用していくんだという考え方を醸成する、なかなかすぐにはそういうところには至らないかもしれませんが。耕作放棄が解消されて、農地が有効に使われている地域の農地の意識を整理しますと、家の農地であるとともに村の農地、地域の農地であると、農地は地域社会のために利用すると、こういう考え方が地域全体に浸透しているんですね。そういったような考えが、少しでも、この地域に、根づいてくれば、いろんな意味で、農地が有効活用されて、そこから新しい農業経営が誕生してくるのではないかと、そんなふうに感じました。

ということで、委員の皆様のお立場から貴重な御意見、御質問をたくさんいただいて、とても有意義な審議会の議論になったのではないかなと思います。

県におかれましては、本日の貴重な御意見を参考にしながら、さらに、これから

の施策の展開に御尽力いただけることを期待しまして、これにて議事を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一応締め挨拶をしてしまったんですけれども、最後、皆様から、何か、さらに、御発言とかありましたらお願いします。

今後の方針等、本日言い切れなかった、追加の御意見等、当然いくらかございますでしょうから、後ほど、事務局まで御提出いただければ、本委員会の意見として、追加で集約させていただくということにしたいと思います。

本日は、以上で議事が終了となりますが、皆様から最後、何かございますでしょうか。

それでは特にないようですので、以上で本日の議事を終了し、議長の職を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司 会

荒井会長どうもありがとうございました。

それでは最後に事務局より、連絡事項がございますのでよろしくお願いします。

農林企画課長
(事務局)

本日は貴重な御意見ありがとうございました。

今ほど会長のほうからもありましたが、時間の関係もありまして、十分な御発言がいただけなかったかもしれません。そういった場合につきましては、会長からもありましたとおり、事務局のほうに、様式等はこだわりません。メールやファクス等で追加いただければと思います。出席報告いただいたメールアドレス、ファクス、こちらのほうに御提出していただければと思います。誠に恐縮ながらの事務方の都合もありますので、2週間後10月27日を締切りということとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司 会

それでは以上をもちまして、令和4年度第1回福島県農業振興審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以 上)